# ショーペンハウアー法哲学の成立史 ――カント・フィヒテの自然法論との関係――

### 伊藤貴雄

#### 1 はじめに

ショーペンハウアーの法哲学は、社会思想史研究においてはもとより、当のショーペンハウアー研究においても、従来顧みられる機会がさほど多くはなかった。もちろん、本人が体系的な法哲学書を残していないという事情もあろうが、それだけではあるまい(同様の事情を有しつつその政治観・国家観が注目される思想家もいるからである)。おそらくそこには、ショーペンハウアー自身の《非政治的》な態度が深く起因していると考えられる。主著『意志と表象としての世界』完成後の1819年12月、彼はベルリン大学教授リヒテンシュタイン宛の書簡で述べている。「私が自分の精神の力を、ある特定の時代や国の現状といった卑小で狭隘に思える領域に本気で向けるようなことがあれば、それは私自身を貶めるものであると考えます。それどころか私は、学者なら誰もが言葉の高次な意味で

<sup>\*</sup>注 引用は以下のテクストに拠り、( )内に略号・巻数・頁数を示した。

Arthur Schopenhauer, Schopenhauer Sämtliche Werke, hrsg.von A.Hübscher, 7Bde., Wiesbaden: F.A.Brockhaus, 1972. (=SW)

<sup>—</sup> Der handschriftliche Nachlaβ, hrsg.von A. Hübscher, 5Bde., Frankfurt am Main: Kremer, 1966-1975. (=HN)

<sup>——</sup> Arthur Schopenhauer Gesammelte Briefe, hrsg.von A. Hübscher, Bonn: Bouvier, 1987. (=GB)

<sup>—</sup> Die Welt als Wille und Vorstellung, Faksimiledruck der ersten Auflage von 1819 [1818] , Frankfurt am Main: Insel, 1987. (=EA)

こうした意向の持ち主であるべきで、国家機構の修繕などは、それがいかに高次で完全な知に見えようとも政治家たちに委ねるべきであると考えるものです」  $(GB,45)^{1)}$ 。同様の発言は彼の生涯にわたって多くの著作に散見される。こうした態度をトーマス・マンは、第一次大戦中の1918年に(共感を込めて)「超政治的気質」「貴族主義」「原子論的個人主義」と呼び $^{2)}$ 、対ナチス闘争中の1938年には(批判を込めて)「横着な責任回避」「保守主義」「政治的無関心」と呼んだわけだが $^{3)}$ 、いずれにしても《現実から遊離した哲学者》という認識には変わりがない。マンに限らず、同時代の文学者や思想家の多くは似たようなショーペンハウアー像を抱いていたのだから、まして、国家学や政治学の専門家のなかにこの哲学者から積極的な社会哲学を読み取ろうとする者が少なかったとしても、やむを得ないことであったと言えよう。

しかしながら、ここで《非政治的》という言葉については、今少し補足を要

Johann Gottlieb Fichte, *Fichtes Werke*, hrsg.von I.H.Fichte, 11Bde., Berlin: Walter de Gruyter & Co. (=FW)

Immanuel Kant, Kants gesammelte Schriften, hrsg.von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. (=KS)

A・ヒュプシャー編のショーペンハウアー『遺稿集第2巻――批判的討論集 (1809-1818)』 (= HN2) からの引用はすべて筆者の訳であるが、それ以外の文献については以下の既訳を参照した。ただし引用に際し表現を改めた箇所もある。

斎藤忍髄・笹谷満・山崎庸佑・加藤尚武・茅野良男訳『意志と表象としての世界 正編』 (『ショーペンハウアー全集』第2巻・第3巻・第4巻) 白水社、1996年。

鎌田康男・齋藤智志・高橋陽一郎・臼木悦生訳著『ショーペンハウアー哲学の再構築 「充足根拠律の四方向に分岐した根について」(第一版) 訳解』法政大学出版局、2000年。 樽井正義・池尾恭一訳『人倫の形而上学』(『カント全集』第11巻) 岩波書店、2002年。 菅野健・杉田孝夫訳『法論の体系』(『フィヒテ全集』第21巻) 哲書房、2009年。

<sup>1)</sup> 彼は同時期にゲッティンゲン大学教授ブルーメンバッハ宛の書簡においても同趣旨の文章を記している (GB, 44)。

<sup>2)</sup> トーマス・マン『非政治的人間の考察(上)』前田敬作・山口知三訳、筑摩書房、1969年、196頁、198頁、205頁。

<sup>3)</sup>トーマス・マン「ショーペンハウアー」前田敬作訳、『ショーペンハウアー全集別巻』 白水社、1996年、222頁。

するように思われる。たしかにショーペンハウアーが政治への関わりを極力避 けていたことは事実だが、このことは必ずしも彼が政治それ自体に無関心であっ たことを意味しない。そもそもある対象への完全な無関心からは、当該対象か ら距離を置くという発想すら生じないだろうからである。ハーバート・リード は『非政治的人間の政治論』(1943年)で述べている。「非政治的人間の政治論と は――その心情において清純たらんとする人の政治論であり、個人的な野望を 抱かぬ人びと、財産や俗世の所有物の分け前を望むことのない人びと、人種や 地位身分の如何を問わず常に人間的な価値を求めて努力し、国家や分派の利害 のために行動するようなことのない人びとの政治論なのである | 4<sup>0</sup>。 もとより リードのアナキズムをショーペンハウアーの政治観と同一視することはできな いが、対政治的態度に関する限り、ショーペンハウアーのそれはリードの言う 《非政治的人間の政治性》からそう遠いものではなかったにちがいない<sup>5)</sup>。あるい は、この種の態度は現実社会において無力である、との批判もあるかもしれな い。そうした批判に対しては、フリードリヒ・ニーチェの『教育者としての ショーペンハウアー』(1874年) から一節引いて当面の答えとしておこう。「彼〔= ショーペンハウアー〕は徹頭徹尾隠者であった。[…]強力な社会、政府、宗教の 存在していたところ、要するにいつも専制というものが存在したところ、そこ ではこの専制が孤独な哲学者を憎悪してきた。というのは、哲学は人間に、ど んな専制も突入しえない避難所、内面的なものの洞窟、胸中の迷宮を開くから であり、そしてこれが専制者たちの癪に障るからである。孤独な人々はそこに 身を隠す」<sup>6)</sup>。

<sup>4)</sup> ハーバート・リード『非政治的人間の政治論』 増野正衞・山内邦臣訳、法政大学出版局、1970年、2頁。

<sup>5) 『</sup>意志と表象としての世界』で説かれる「意志の否定」と、このリードの行文との 間に、一種の協和音を感じるのは筆者だけではあるまい。

<sup>6)</sup> Friedrich Nietzsche, *Unzeitgemäße Betrachtungen III*, *in: Friedrich Nietzsche; Sämtliche Werke; Kritische Studienausgabe*, Bd.1, hrsg.v. G.Colli und M. Montinari, Berlin; New York: Walter de Gruyter, 1988, S.353. (フリードリヒ・ニーチェ『ニーチェ全集 4 ―― 反時代的考察』小倉志祥訳、筑摩書房「ちくま学芸文庫」、1993 年、256 頁)

先に引用したショーペンハウアーのリヒテンシュタイン宛書簡も、ベルリン大学に対して前もっておのれの非政治性を宣言することで、プロイセン当局から反政府的人物という嫌疑を受けるのを避けようとする政治的な配慮であったと解せなくもない。そうだとすれば、ショーペンハウアーは、おのれの政治観・国家観がプロイセン政府からどう映るかについて、何らかの自覚を有していたとの解釈も成り立つだろう。現に、『意志と表象としての世界』を繙いてみると、同書の端々に同時代の政治論・国家論に対する大胆な批判が織り込まれている事実に気づく。それらの言辞に注意して読むと、彼の《非政治的》態度はあくまで表面的なものであり、内面にはじつは現実社会への強い関心を宿していたのはないかとの推測も湧いてくる。われわれをこの推測に誘う記述を最も多く含むのが、主著第4巻の法論である。本稿ではこの法論を逐次ていねいに読解するとともに、主著全体の理論構造や、初期の草稿(成立史的コンテクスト)、さらには背景としての社会状況(社会史的コンテクスト)をも検討することで、従来看過されがちだったショーペンハウアーの社会哲学的思考を再構成=再評価したいと考えている。

\*

なお、テクストについて付言すると、前著『根拠律』(1813年)と同様、『意志と表象としての世界』にも複数版がある。成立史的コンテクストを重視する本稿では、引用は1818 / 1819年〔著者30歳〕に出版された《初版》に基づくことにする(《第2版》は1843年〔著者55歳〕の出版であり、全体に多数の改訂が施されている。現在、ブロックハウス版をはじめ一般に『ショーペンハウアー全集』に収録されているのは、1859年〔著者71歳〕に出版された《第3版》を底本に、同版への生前の加筆を反映した最終版——実質的には《第4版》——である)<sup>7)</sup>。ただし論述の便宜上、節番号のみ第2版のそれを借用する。現在見られる主著の節番号(全巻通しで71節に区分されている)は第2版で付されたものである(初版では単なる分離線で節が区

<sup>7)</sup> こうした事情を勘案し、以下の引用に際しては、ブロックハウス版全集第2巻 (= SW 2、底本は最終版) と、初版のリプリント版 (= EA) との双方を明記することにする。

分されている)が、読者にとってはそれを明記するのが好ましい処置と考えられるからである。

#### 2 エゴイズム論――意志と表象としての世界

主著初版「序文」の冒頭で、ショーペンハウアーは、「この本によって伝えられるのはたった一つの思想である」(SW 2, WI / EA, V) と述べている。すなわち、この一つの思想は考察の側面に応じてそのつどいわゆる形而上学とか倫理学とか美学として姿を現わすが、じつはこれらすべてのものでもある、と。さて、この趣旨を貫徹するとすれば、主著の法論も彼の言う「一つの思想」の現れであり、したがって、法論をていねいに読解するとそこには主著全体の根本思想が――モナドに映し出される世界のように――映し出されていると解して差し支えあるまい。だとすれば、法論を軸にして主著全体を統一的に解釈することも、けっして不当な試みではないはずである。

主著初版の構成について一言すると、第1巻「表象としての世界の第一考察 ――根拠律に従属する表象、すなわち経験と科学との客観」はいわゆる《認識論》、第2巻「意志としての世界の第一考察――意志の客観化」はいわゆる《存在論》、第3巻「表象としての世界の第二考察――プラトン的イデー、すなわち芸術の客観」はいわゆる《美学》、第4巻「意志としての世界の第二考察――自己認識に達したときの、生への意志の肯定ならびに否定」はいわゆる《倫理学》という位置づけになろう。なお、第4巻のあとには一巻分におよぶ大部の付録「カント哲学の批判」が続いている8。

法論は第4巻の中程にあたる第62節に登場するが、前提となる議論のいくつかが直前の第61節に提示されているため、まずはこの前提部分から読解したい。 そこでは、主著の代表的な理論が凝縮されて《エゴイズム論》として展開されている。

<sup>8)</sup> 一般に、以上をまとめて《正編》と呼び、後年の第2版で追加された4巻分を《続編》と呼ぶ。

「認識するものの場合では、個体(Individuum)が認識主観(erkennendes Subjekt)の担い手であり、この主観が世界の担い手であるということになる。言い換えると、この世界の担い手の外にある自然の全体、したがってそれ以外のあらゆる個体も、ただこの担い手の表象(Vorstellung)のなかだけに現実存在することになる。この担い手はその表象を絶えずただおのれの表象として、それゆえ<sup>9</sup>、おのれ自身の本質と現存とに依存するものとして意識しているにすぎない。[…] この意向こそ自然の事物すべてに本質的なエゴイズムである | (SW 2, 391-392 / EA, 477-479)

最初の「個体が認識主観の担い手であり、この主観が世界の担い手である」という一文にはよく注意する必要がある。ここには二つの命題——①「個体が認識主観の担い手である」と②「この主観が世界の担い手である」と——が含まれているからである。このうち①の主語は、世界のなかに存在する経験的な《個体》であるが、②の主語は、世界の相関条件として経験を成立させ、それゆえにこそみずからはけっして経験の客観になることがない超越論的な《主観》である $^{10}$ 。主著の構成から言えば、①は第2巻、②は第1巻に登場する思想であり、 $^{(2)}$   $^{(2)}$ 

#### 表象としての世界

周知の通り、②「この主観が世界の担い手である」という命題は、主著第1巻で「世界は私の表象である」(SW 2,3 / EA,3)という定式で登場している。認識される一切のもの――近くは自分の身体から、遠くは宇宙の果てまで、また現在だけでなく過去や未来をも含めて――を、要するに全世界を「表象」と呼

<sup>9)</sup> 第2版では、このあとに「単に間接的に」という言葉が挿入されている。

<sup>10)</sup> 仮にカントの『純粋理性批判』の分類に倣うならば、命題①は、世界を"個体の単なる観念"と見なす《経験的観念論》の主張であり、これに対して命題②は、世界を"主観と相対する実在"と見なす《超越論的観念論 - 即 - 経験的実在論》の主張であると言えよう(KS 3.519-520)。

(114)

ぶのは、いかなる客観に対してもその相関条件としての《主観》がつねに前提されているからである。

「すべてを認識するが何ものによっても認識されぬもの、これが主観である。したがってそれは、世界の担い手であり、現象しているすべてのものにとり、客観のすべてにとり、あまねく行き渡りつねに前提とされる制約である。なぜなら、およそそこにあるものはどんなものでも主観に対してのみあるからである。[…] われわれは主観をけっして認識しない。かえってそれは、およそ認識されるものがある場合、認識するまさに当のものなのである」(SW 2.5-6/EA,5-6)。

以上の主張において、表象は客観とほとんど同義と言ってよい。すなわち、「世界は私の表象である」という命題は、「世界はある」という命題と互換可能であり、その限りではエゴイズムの表明というわけではない<sup>11)</sup>。

この表象としての世界は「根拠律(Satz vom Grunde)」の支配下にある、とショーペンハウアーは言う(SW 2,6 / EA,7)。この法則は、前著『根拠律』では、「なぜ存在するのかという根拠なしには、何ものも存在しない」(SW 7,7)と定義され、4つに分類されている。すなわち、 I 「生成の根拠律」(原因 - 結果という物理的必然性)、II 「認識の根拠律」(根拠 - 帰結という論理的必然性)、II 「存在の根拠律」(先 - 後という時間的必然性、上 - 下、左 - 右などの空間的必然性)、IV 「行為の根拠律」

<sup>11)</sup> 現に第2版では、命題「世界は私の表象である」の説明として「経験的実在性と超越論的観念性との両立」[SW 2, 4] という記述が追加されている。この見解がカント超越論哲学の系譜を引くことは言を俟たない (Yasuo Kamata, Der junge Schopenhauer: Genese des Grundgedankens der Welt als Wille und Vorstellung, Freiburg, München: Alber, 1988, S.275-281、鎌田康男「若きショーペンハウアーにおける『表象としての世界』の構想――ショーペンハウアー研究の新視角を求めて(第一部)」(『武蔵大学人文学会雑誌』第19巻、第3・4号、1988年、39-66頁)、齋藤智志「ショーペンハウアー表象論の再構築」(前掲『ショーペンハウアー哲学の再構築』223-258頁)を参照のこと。

(動機・行為という道徳的必然性)である。ただし、根拠律は経験世界の法則であるため、経験の条件である主観には適用できない。この禁を犯すと、主観が客観を生じる(=観念論)のか、客観が主観を生じる(=実在論)のかという大論争が生じることになる(SW 7,44)。

#### 意志としての世界

しかし、世界を表象と呼ぶのはあくまで一面的な見方にすぎない――主著第 2巻でそうショーペンハウアーは言う。というのも、この見方によれば、自分の身体も他のあらゆる表象と同じく一表象であり、さまざまな客観のなかの一客観ということになるが、身体の運動や行動の意義がまったく別の仕方で主観に解き明かされていない限り、身体の運動や行動は主観にとって「まったく疎遠で不可解なもの」となるだろうからである。そうなると、主観は、身体の行為が自然法則のような恒常性をもって動機に応じて生じるのを見るだけであり、動機の及ぼす影響(=行為の根拠律)を因果関係(=生成の根拠律)以上には親密に理解しないだろう(SW 2,118/EA,146)。ところが現実にはそうではない。なぜなら、身体は単なる表象に収まるものではないからである。すなわち、

「〔身体は〕一つには、悟性的な直観において与えられる表象として、客観のうちの一つとして、客観に関わる諸法則〔=根拠律〕に従って与えられている。次に同時にまったく別の仕方で、つまり意志(Wille)という合言葉が指し示しているあの各人に直接に知られたものとして与えられている。各人の意志の働き<sup>12)</sup> はいずれもただちに各人の身体の運動でもあり、これは避け難い。この働きが身体の運動として現象することを同時に知覚しないでは、この働きを現実に意欲することはできない。意志の働きと身体の運動とは、因果の絆で結ばれて客観的に認識された二つの異なる状態ではない。それらは原因・結果という関係にはなく、一にして同じものであり、ただ

<sup>12)</sup> 第2版では、「働き」の前に「本当の (wahr)」という形容詞が挿入されている。

まったく異なった仕方で与えられているのである | (SW 2,119 / EA,147)

この観点からすれば、身体の活動は「客観化された、つまり直観のなかに入ってきた意志の働き」ということになる。このことは、動機に基づく運動のみならず、刺激に基づく不随意運動にも言えるとして、ショーペンハウアーは、身体を「表象となった意志」、あるいは「意志の客体性」と呼び、「意志は身体のア・プリオリな認識であり、身体は意志のア・ポステリオリな認識である」(SW 2, 120/EA, 148)と主張する 130。

こうしてショーペンハウアー哲学の、表象と並ぶキーワードである「意志」が登場するわけだが、それが徹頭徹尾「身体」との関係で語られている点に独自の用法が窺えるため注意を要する。通常、意志と言うと、何らかの目的を達成しようとの意図を指すであろうが、彼は「未来に関わる意志決定は、いつか意欲するであろうことに関する理性の単なる熟慮であり、本来の意志の働きではない」(Ebd./Ebd.)と言う。決意を真に決意たらしめるのはただ実行だけであり、実行以前の決意は、理性のなかに抽象的に存在する単なる目論見、つまりは表象にすぎないからである。「意欲と行為は反省のなかでだけ区別されるが、現実においてそれらは一つである。紛いものでない純粋にして直接的な意志の働きはいずれも、ただちにかつ直接的に身体に現象する働きでもある」(Ebd./Ebd.)。

それゆえ、われわれは実行してはじめて自分が真に意欲したものを知るのだがその際もその意欲をなぜ意欲したのかは知り得ない。知り得るのはあくまで個々の動機に応じたそのつどの意志の現われにすぎず、意志そのものではない。意志そのものは行為の根拠律の領域外にあり、その限りで「物自体」と言える

<sup>13)</sup> しかし、この"身体と意志との同一性"という主張は、表象と、表象ではないものという、ステータスの異なる二つの領域の関係を語っているので、根拠律(= 認識の根拠律)によって論証できるものではなく、直観に類する認識と言うべきだろう。ショーペンハウアーもそのことを自覚していて、この認識を「最高の意味での哲学的真理」(SW 2,122/EA,151)と呼んでいる。

(SW 2, 127; 131 / EA, 156; 162) 14)

#### エゴイズムの成立

以上のような、表象と意志という身体経験の二重性が、身体そのものについて、動機に応ずる身体の作用や運動について、また外的な影響による身体の受苦について、一言で言えば、身体が単なる表象としてではなく、それ自体として何であるかについて教えてくれる。と同時に、この二重性によって主観は、世界の相関条件という超越論的なステータスにとどまらず、世界のなかに存在する《個体》という経験的なステータスをも獲得するのである。「認識主観は一個の身体に対するこの特別の関係によってまさに個体である。もしこの関係を除外して考察するなら、身体は認識主観にとって他のすべての表象と等しく一つの表象であるにすぎない」(SW 2, 123/EA, 152) 15)。

ところで、個体の成立とともに、主観の抱く世界認識には重大な変化が生じていることに注意しなければならない。すなわち、自己中心的な世界認識の登場である。

「この一つの客観〔=身体〕は本質的に他のすべての客観と異なっており、

<sup>14)</sup> こうした意志のステータスについては、すでに『根拠律』において言及されている。「われわれは、動機によるどんな説明がなされても、そうした説明が不十分であることを意識している。すなわち、願望についてはどうにか動機が説明できるが、真の意志作用である決意の動機は説明できないのである。[…] なるほど願望は決意に先行するが、願望もすでにそれ自身が一つの意欲であるから、対立しあう二つの願望のうちの強い方が決意によって意欲になるのだと言われても、何の説明にもなっていない」(SW 7, 74-75)

<sup>15)</sup> 従来しばしば、ショーペンハウアーの「意志」は、表象の原因となる実体のように解されてきたが、本来は、経験の可能性の条件という超越論的なステータスで語られていることを看過してはなるまい。Kamata, Der junge Schopenhauer, S.171-174、鎌田康男「若きショーペンハウアーにおける『意志としての世界』の構想―ショーペンハウアー研究の新視角を求めて(第二部)」(『武蔵大学人文学会雑誌』第20巻、第3・4号、1989年、1-32頁)、高橋陽一郎「ショーペンハウアー意志論の再構築」(前掲『ショーペンハウアー哲学の再構築』185-222頁)を参照のこと。

(118)

あらゆる客観のなかでまったくただ一つ同時に意志であり表象である。それに反して残りのものは単なる表象、すなわち単なる幻影である。したがって彼の身体は世界におけるただ一つの現実的な個体、すなわちただ一つの意志の現象であり、主観のただ一つの直接的な客観である。[…] まさにそうすることによって理論的エゴイズムは、おのれ自身の個体以外のすべての現象を幻影と見なす」(SW 2,124/EA,153)

こうして個体は、世界のなかで自分だけが現実的であるという意識を抱き、このことがひいては「自分自身の人格だけを現実の人格とし、他のすべての人格を単なる幻影と見なし、かつ幻影として扱う」(SW 2, 124 / EA, 154)という実践的エゴイズムをも生み出すことになる。この自己中心的な世界認識が、本稿本節の最初に引用した「個体が認識主観の担い手であり、この主観が世界の担い手である」という一文の前半部分、すなわち①「個体が認識主観の担い手である」という命題の本当の意味である。つまり、「世界は私の表象である」という命題の「私」が、単なる主観ではなく、個体を指すときに、この命題はエゴイズムの表明となるのである 16)。

――以上、主著第61節のエゴイズム論を、前提となっている表象論・意志論を参照しつつ確認した。これによってわれわれは、「意志と表象としての世界」という表題の意味を最小限把握すると同時に、エゴイズム論を起点とする法論の基礎概念をも最小限獲得したことになる。それでは、以下、法論の中身を読解することにしよう。

<sup>16)</sup> 要するに、ショーペンハウアーは、表象論から直接にエゴイズムの定式を導出するのではなく、意志論を媒介して導出している。このプロセスを裏返して、身体的な個体から非身体的な主観に至る理路を描くと、第4巻末尾の「意志の否定」の思想が浮かび上がってくる。拙稿「ショーペンハウアーの表象一元論と倫理」(『ショーペンハウアー研究』第6号、日本ショーペンハウアー協会、2001年、19-34頁)、竹内網史「世界は私の表象なのか――ショーペンハウアーとニーチェ、あるいは、表象と解釈」(『ショーペンハウアー研究』第16号、同、2011年、35-59頁)を参照のこと。

#### 3 自然法論——不法・所有・正義

法論は主著第62節で展開される。内容は大きく分けて自然法論、国家契約論、 刑法論の3つになるが、今回は自然法論を中心に見ていきたい。最初に議論の 骨子を概観したうえで、その成立史的・社会史的コンテクストに関する考察を 行うことにする。

先述のように、ショーペンハウアーは議論の出発点に個体のエゴイズムを据える。すなわち、認識主観は《身体経験の二重性》――身体を単なる表象としてではなく同時に意志としても経験すること――によって《個体》の意識を、つまり、世界のなかで自分だけが現実的であるという意識を持つに至る。こうした「身体の肯定」を、彼は「生への意志の肯定」と呼ぶ。さて、身体がある限り、このエゴイズムは止むことがない。その結果、個体は自分の意志を肯定する範囲を超えて、他人の意志肯定の境界を侵犯するに至る。すなわち、他人の身体そのものを破壊したり傷つけたりするか、あるいは、他人の身体の諸能力をその身体そのもののうちに現象している意志に奉仕させる代わりに、自分の意志に奉仕するよう強制するのである(SW 2, 393-394 / EA, 480-481)。彼は言う、

「他人の意志肯定の境界に対するこのような侵犯は以前から明瞭に認められており、その概念は不正 (Unrecht) という言葉で言い表されてきた。というのは、双方の当事者は、事件をこの場合のわれわれのように明瞭に抽象した形で認識していないとはいえ、感情として瞬間的に認識しているからである。不正を被る者は、おのれ自身の身体の肯定の範囲が他の個体から否定されることによって侵犯されることを、直接のしかも精神的な苦痛として感じ取る。この苦痛は、それと並んで感じられる、行為による身体的な苦しみや、あるいは損害による腹立ちとは、まったく別であり、違ったものである | (SW 2,394-395 / EA,481)

不正の行使は、暴力か策略かによってなされるが、いずれにせよ倫理的観点

(120)

からすれば同じことである。暴力は「物理的な因果性」(=生成の根拠律)によって不正を達成するが、策略は「動機づけ」(=行為の根拠律)によって、すなわち、他人の意志に見せかけの動機を差し出し、そのおかげで相手がみずからの意志に従ったつもりでこちらの意志に従うということによって、不正を達成するのである。あらゆる嘘、なかんずく契約違反がそれ自体として不正とされる所以である (SW 2, 398-399 / EA, 485-486)。

――以上の議論は明快と言えるが、一点注意しておきたいのは、「他人の意志」という表現である。本稿前節で確認した表象論・意志論の観点から注釈すると、不正を行う個体は、そもそも自分だけを現実的なものと見なし、あらゆる他人を単なる表象と見なしている。それゆえ、このとき個体が他人のなかに見ている「意志」も、じつのところは単なる表象以上のものではない。すなわち、個体が自分の目的を達するために他人のなかに想定した、《動機と行為との因果関係》以上のものではない。この点は、あとに登場する「正義」や「国家契約」の議論で重要な意味を持つので留意したい。

\*

さて、不正の典型として挙げられるのが「所有権の侵害」である。ショーペンハウアーは、個体が自分の力によってある客観を加工すること(= 労働)が、所有権の基礎になると言う(詳しくは後述するが、この点で彼は、所有権を「最初の占有 (erster Besitz)」によって基礎づけるカントを批判している [SW 2, 396 / EA, 483])。それゆえ、ある物件に対する侵害は、その物件に付着している労働に対する侵害となり、それはその労働をした身体に対する侵害、つまりその身体に客観化されている意志に対する侵害となる。たといその労働が、野生の果実をもいだり地面から拾ったりするだけであったとしても、それを侵害する者は、他人の身体をその人の意志にではなく侵害者の意志に奉仕させているわけで、要するに不正にほかならない (SW 2, 395-397 / EA, 482-484)。彼は言う、

「右に導き出したような〔=労働による〕倫理的な<sup>17)</sup> 根拠のある所有権は、その本性の上から言って、所有者にその物件に関して、彼がおのれ自身の身体に対して持っている権力とまったく同じ無制約的な権力を与える。その結果として、所有者はおのれの所有物を交換なり贈与なりによって他の人々に譲り渡すことができる。すると他の人々は、彼がその物件を所有していたのと同じ倫理上の<sup>18)</sup> 権利でもって、その物件を所有することになる」(SW 2,397-398/EA,485)

一ここでは、《身体の所有権》が個体に帰属すること(=自己所有)が明言されている。表象論・意志論の観点から注釈しよう。仮に、個体にとって身体が単なる表象としてしか経験されないとするならば、身体のステータスはあらゆる他の客観のステータスと区別されないことになり、個体は身体を自分のものと見なす理由を失うだろう。その場合には、身体を通して他の客観を加工しても、個体はその客観を自分のものと呼ぶ理由を持たないだろう。裏返して言えば、身体が単なる表象としてではなく同時に意志としても経験されること、つまり《身体経験の二重性》が、あらゆる権利——身体の所有権および身体を通して加工したあらゆる客観の所有権——の源ということになる。

\*

個体の持つ権利はそれだけではない。自分の身体および所有物を守るために、他人からの侵犯を強制的に退ける権利(=強制権)も有している。これが「正義 (Recht)」の概念である。つまり、正義には《不正の否定》という以上の意味はない。「不正という概念は根源的で積極的な概念であることになり、それと対置される正義という概念は派生的で消極的な概念であることになる。[…] じっさい不正が存在しないなら、正義について論じられることもないであろう」(SW 2,

<sup>17)</sup> 初版 (および第2版) ではetischの語が用いられているが、第3版でmoralischに改められた。

<sup>18)</sup> 初版 (および第2版) ではetischの語が用いられているが、第3版でmoralischに改められた。

(122)

400 / EA, 488)。こうしていまや、他人の不正を退けるための「暴力による阻止」や「窮余の嘘」も正しい行為と見なされることになる (SW 2, 400-402 / EA, 488-490)。そしてショーペンハウアーはこう明言する、

「〔所有権や強制権の〕このような純粋に倫理的な<sup>19)</sup> 意義こそ、国家の市民としての人間(Menschen als Staatsbürger)ではなく、人間としての人間(Menschen als Menschen)に対して、正義と不正ということが持っているただ一つの意義なのである。したがってこの意義は、いかなる実定法をも欠いている自然状態のなかでも存続し、それゆえ自然法と呼ばれているもの一切の根底と実質とを成すのである」(SW 2, 403/EA, 491)

――ここでは、正義と不正の「純粋に倫理的な意義」<sup>20)</sup> が《自然法》と呼ばれ、

2つの倫理の関係について最小限説明しておくと、法論における倫理は、徳論における倫理の第一段階「正義」を裏面から言い換えたものである。すなわち、法論の正義も、徳論の正義も、"不正をしない"という態度の外面においては少しも変わらないが、その動機において異なる。法論の正義の動機は"不正を受けない"という保身だが、徳論の正義の動機は"他者を害さない"という配慮である。両者の違いは、法論の正義が、《権利》の意味合いの強いRechtという語で表現され、徳論の正義が、《公正》の意味合いの強いGerechtigkeitという語で表現されていることにも端的に現れている。

以上のことを勘案すれば、そもそも Recht と Gerechtigkeit とに同じ「正義」とい

<sup>19)</sup> 初版 (および第2版) ではetischの語が用いられているが、第3版でmoralischに改められた。

<sup>20)</sup> ただし、この「倫理的」という言葉は、厳密に言うと、第4巻後半の《徳論》で登場する「倫理的」と同一ではなく、きわめて限定的な意味で使われている。あらかじめ述べると、法論における倫理は、「正義(Recht)」という語で語られつつも、所詮はエゴイズムに基づく「自己所有」「所有権」「強制権」といった自然権から成り、あくまで"他者を単なる表象としてのみ扱う"態度を脱していない。これに対し、徳論における倫理は、①「正義(Gerechtigkeit)」(=他者を害さないこと)、②「共苦(Mitleid)」(=他者の苦を共にすること)、③「禁欲(Askese)」(=我欲を慎むこと)の3段階から成り、"他者を単なる表象としてではなく同時に意志として扱う"態度を指している。

《実定法》と区別されている<sup>21</sup>。表象論・意志論の観点から注釈すると、個体はあらゆる他人を単なる表象と見なし、自分のように現実的なものとは見なしていないので、身体や物件の所有権と強制権について他人の《承認》を前提していない。「正義と不正という概念はたしかに自然状態に対しても有効であって、けっして協定によるものではないが、それらはそこでは単に倫理的な<sup>22)</sup> 概念として、各人におけるおのれ自身の意志の自己認識のために有効であるにすぎないのである」(SW 2, ebd. / EA, 492)。しかしながら、あらゆる個体がエゴイストである以上、万人が他人からの侵犯を受ける可能性はつねに否めない。そこで個体は、生命と財産を守るために、他人と《協定》を結ぶことが必要であると悟り、こうして実定法、すなわち国家契約が登場することになるのである<sup>23)</sup>。

国家契約論、および刑法論については機会を改めて扱うことにしたい。

- 21) エゴイズムを前提とする自然状態のなかに自然法を認める見解を、矛盾であると指摘する論者もいる(山下太郎『社会存在の理法――ヘーゲルとショーペンハウエル』公論社、1982年、147-150頁)。他方、齋藤智志は、基準としての自然法を認めることと、現実世界におけるエゴイズムを承認することとの間には齟齬はないと解釈している(齋藤智志「ショーペンハウアーの国家論」『西洋哲学研究』創刊号、西洋哲学研究会、2011年、70-71頁)。
- 22) 初版 (および第2版) ではetischの語が用いられているが、第3版でmoralischに改められた。
- 23) このようにショーペンハウアーは、一貫して、実定法に対する自然法の優越(論理的な先行)を強調する。主著付録「カント哲学の批判」でもこう述べている、「〔カントの法論では〕このうえなく間違ったもろもろの見解が繰り広げられている。たとえば、自然的な状態すなわち国家の外部では、所有権はまったく存在しないというような見解である。この本当の意味は、法というものはすべて実定的であると言いたいわけであるが、これによって自然法は実定法を拠り所とすることになってしまう。じっさいはその逆であるのに」(SW 2,627/EA,718)

う訳語を充てることは不適切かもしれない。しかし、法論のRecht を《権利》と訳すと、この言葉がUnrecht (不正)の対概念として使われていることが不鮮明になる。だからと言って、徳論のGerechtigkeit を《公正》と訳すと、この言葉が徳論全体を総括するewige Gerechtigkeit (永遠の正義)というキーワードとの関連で使われていることが見えなくなる。それゆえ本研究では、法論のRechtと徳論のGerechtigkeitとが、"不正をしない"という同一態度を2つの側面から捉えたものであることに鑑み、あえて同じ「正義」という訳語を充てた次第である。

#### 4 自然法論の成立史的・社会史的コンテクスト

自然法論の骨子を把握できたので、次に、この議論の成立史的・社会史的コンテクストを跡づけておきたい。ショーペンハウアーの主張は、闘争的自然状態を前提する点でホッブズの、自己所有を説く点でロックに類似し、総じてイギリスの社会契約論の系譜に属するものと言えよう。現に主著では、自然状態の説明にホッブズの『市民論』(1642年)から「万人の万人に対する闘争」という言葉を引いているし(SW 2, 393/EA, 479)、所有権の説明にある「野生の果実をもいだり地面から拾ったり」という例(SW 2, 397/EA, 484)は、もとの出典はロックの『統治論』(1689年)である。

だが、本稿が考えたいのは、こうした主張をショーペンハウアーが行った本来の動機である<sup>24)</sup>。先に少し触れたが、主著で直接批判されるのはカントの所有権論であり<sup>25)</sup>、まずはこの点について考えてみたい。

<sup>24)</sup> じつは、主著以前の草稿を収めたヒュプシャー編『初期草稿集 (1804~1818)』(=HN 1) 『批判的討論集 (1809~1818)』(=HN 2) を見ても、ホッブズやロックの国家論に関する言及はほとんどない。もっとも、ホッブズの名前自体は1814年執筆の「草稿188」に登場している。ただしそれは、身体が「悪への傾向性」であり、イエス・キリストは「うわべの身体」である、と述べるくだりで、『リヴァイアサン』(ラテン語版) 第46章の宗教論が引用される (HN 1, 104) だけであり、国家論との直接の関係は見られない。ロックについて言うと、ショーペンハウアーが彼の著作を読んだ記録としては、1812年頃執筆の「『人間悟性論』研究ノート (II)」(HN 2, 381-382) と、1815~1816年執筆の「『人間悟性論』研究ノート (II)」(HN 2, 382-383) がある。ただし言及されているのは認識論であり、これも国家論との直接の関係はない。主著法論の骨子がほぼ出揃っている「草稿286」(1814年執筆)においても、「私が労働の加工によって獲得したものだけが真の所有物である」(HN 1, 174) という記述はあるが、ロックの名前は出てこない。

<sup>25)「</sup>カントが所有権を最初の占有権取得によって基礎づけようとしたことは、彼の老衰によって説明がつく。というのは、ある物件の使用から他人を排除するという私の意志を宣告するだけで、いったいどうしてただちにそのための権利さえも与えられることになるのだろうか。カントは宣告が権利根拠の一つだと想定しているのであるが、そうではなく、明らかに宣告自体がまず権利根拠を必要とするのである」(SW 2, 396 / EA, 483)。

#### 『人倫の形而上学』研究ノート

初期の草稿を閲すると、カント所有権論に関する批判はベルリン大学学生時代の「『人倫の形而上学』研究ノート」(1812年)に原型が見られる。そこでショーペンハウアーは、カントの「最初の占有」、すなわち「土地の最初の所持者にその土地を使用させないことは、侵害になる」(KS 6, 251)という説に対し、こうコメントしている。

「あらゆる占有はひとえに投入された労力に基づく。私が入手したリンゴは、私がそれを掴んだがゆえに私のものである(ただし、他の誰人も、先行する労力によって先行する権利をそれに有していない場合に限るが)。私の土地は、私がそれを耕したがゆえに私のものである。[…] /カントが所持、すなわち私の実力のうちにあることを所有権の原理として立てているのは、根本的に間違っている。それは自衛権の原理である。——私の労力によって獲得したもの以外、何ものも私のものではない、なぜなら、私の力を含めて、私だけが私のものだからである」(HN 2, 261)

ただし、このコメントがカントの趣旨を正確に捉えているとは必ずしも言えない。そもそもカントは、ある土地との時間的・空間的結合という《経験的占有》を超えて、あらゆる土地は地球という球体の表面として一体であるとの視点から、人類全体による土地全体の《根源的総体占有》という理念まで説き及んでいるからである(KS 6, 262)。この主張は、ロックの自然状態における共有の想定と、ルソーの一般意志の概念とを結合するものであり、18世紀末ドイツの封建的所有関係に対抗すると同時に、ヨーロッパ列強の帝国主義的植民地支配に警鐘を鳴らす意義を持っていた<sup>26)</sup>。

<sup>26)</sup> 樽井正義「私法における権利と義務――カントの私法論における可想的権原」『現代カント研究5』 樽井正義・円谷裕二編、晃洋書房、1994年、33-36頁、および三島 淑臣『理性法思想の成立』成文堂、1998年、142-159頁を参照。なお、とくにカントとロックとの関係については、寺田俊郎「所有をめぐるカントとロック」『カル

ショーペンハウアーのコメントはそうした論点を視野に入れず、カントの説を素朴に実力的占取の思想と解して批判しているので、勇み足の感を否めない。カントの理論的技巧が、大学に入学してまもない若者の理解を超えていたとも言えよう。加えて、ショーペンハウアー自身の思想には、結果的に――カントが批判するような――植民地支配擁護論になりかねない危うさが孕まれているとする評価もある<sup>27)</sup>。しかし、ショーペンハウアーがここで反封建主義の姿勢を闡明しているという事実自体に間違いはない<sup>28)</sup>。社会史的コンテクストに目を遣ると、《プロイセン一般ラント法》が「所有権」の項の第一条に「所有者とは、他者を排除して、自己みずからの力により、自己自身または第三者を通じて、物あるいは権利の実体を処理する権能を有する者をいう」と明記して私有財産権を法的に確立したのは、ようやく1794年のことであった<sup>29)</sup>。また、1808年の

チュール』第1巻第1号、明治学院大学教養教育センター、51-65頁を参照。

- 27) 榎本康男は、ショーペンハウアーの理論がアダム・スミスに近いことを指摘した上で、こう批判している。「ショーペンハウアーの場合、公正な観察者はどこにいるのであろうか。スミスは主観的な道徳感覚のみによって所有権の絶対的要求は満たしがたいとし、公正な観察者とその同意という形で所有権論の客観的原理を形成するのである。労働による最初の獲得を認める以上、その労働が正当なものであることはどうしても客観的に示されねばならない。そうでなければ所有の労働理論は、たとえば植民地的な土地支配を擁護することにもなるのである」(榎本康男「ショーペンハウアーの批判」『日本ショーペンハウアー協会会報』第20号、1997年、2-3頁)。
- 28) 自由都市ダンツィヒの商人の子であるショーペンハウアーが、反封建的主張を掲げているのは怪しむに足りない。鎌田康男は、ショーペンハウアーの出自と思想との関係について次のように指摘する。「当時の多くの哲学者は保守的伝統的な環境に育っている。たとえばカントとフィヒテの父は職人、シェリングの父は聖職者、ヘーゲルの父は役人であった。これに対してショーペンハウアーの父フローリアンは、既成の秩序・慣習に安住せず、むしろ存在秩序を自ら企画・実現する近代市民の典型であった。[…] 後に父の商社を継ぐことを躊躇し、父の死後は商社を売却して学問の世界に身を投じたことも、また、社交界好きの母親に反発して非社交的な態度をとるようになったことも、そうしたショーペンハウアーの近代市民的自立性の証である」(鎌田康男「ショーペンハウアーの修業時代」『意志と表象としての世界 I 』中公クラシックス、2004年、4-5頁)。
- 29) 条文の訳文は片木清『カントにおける倫理・法・国家の問題』法律文化社、1980年、 135

いわゆる《シュタインの改革》では、プロイセンの全農民に「人格的自由」と「土地所有権」が認められたにもかかわらず、3年後の1811年には零細農民が調整対象から外されて、領主たちの既得権益が増大する結果に終わっている<sup>30)</sup>。ショーペンハウアーがイギリス流の契約論に共鳴せざるを得ない社会状況だったと言ってよい。

#### 『法論の体系』聴講ノート

では、伝統的な封建体制(および、それとの関係で誤解されたカント法哲学)が、主著法論の想定する唯一の標的だったのか。初期の草稿を閲すると、それ以外の可能性も考えられる。ここで注目したいのが、カントへのコメントとほぼ同時期に作成された「『法論の体系』 聴講ノート」(1812年)である。これはフィヒテの講義『法論の体系』(1812年4~6月)に出席した同級生のノートからの抜粋である $^{31}$ )。ちなみに、フィヒテ自身の講義録は、 $\mathbf{I}\cdot\mathbf{H}\cdot\mathbf{J}$ ィヒテ編『フィヒテ全

132頁による。プロイセン一般ラント法については、R・K・ホッチェヴァール『ヘーゲルとプロイセン国家』壽福眞美訳、法政大学出版局、1982年、および壽福眞美「歴史的自然法としてのプロイセン国家一般ラント法」『社会志林』第54巻1号、法政大学社会学部学会、2007年、103-116頁を参照。

- 30) シュタインの改革については、石川澄雄『シュタインと市民社会――プロイセン改革小史』御茶の水書房、1972年、163-181頁、238-250頁。および坂井栄八郎「改革と開放の時代」『世界歴史体系 ドイツ史 2』成瀬治、山田欣吾、木村靖二編、山川出版社、1996年、204-206頁、を参照。
- 31) ノートの正確なタイトルは「フィヒテの法論講義(1812年)で筆記された、ゾロトゥルンのライナートのノートからの抜粋」と言う。ヒュプシャーによると、ゾロトゥルンのライナートは本名をヨーハン・バプティスト・ライナート(Johann Baptist Reinert, 1790-1853)と言い、のちに郷里ゾロトゥルン(スイス)で政治家として活躍した人物とのことである。ショーペンハウアーと同じく1811年秋学期からベルリン大学で学び、主にフィヒテとサヴィニーに師事した。フィヒテ夫人ヨアンナがスイス出身だったため、とくにフィヒテ家とは親密だったようである。ショーペンハウアーとはサヴィニーの法学講義で知り合ったらしい。ライナートはフィヒテの『法論の体系』講義(1812年4~6月)と『道徳論の体系』講義(同年6~8月)を聴講しており、そのときのノートをショーペンハウアーに貸したものと見られる。ヒュプシャーは、「解放戦争の勃発はライナートのベルリン大学での学習を終

(128)

集第10巻』に入っている。ヒュプシャーは「ショーペンハウアーの抜粋が少量のため、「フィヒテの講義録との〕比較は不要である」と述べるが<sup>32)</sup>、資料の重要性は必ずしも量に比例するものではないし、従来のショーペンハウアー研究では手薄だった社会哲学の領域においては、この短いテクストが新しい解釈の契機にならないとも限らない。なにしろ、『ドイツ国民に告ぐ』(1807~1808年)で著名な愛国思想家フィヒテの最新の法論にショーペンハウアーが無関心でいられたはずはなく(友人のノートを借りてまで写した事実が何よりの証拠である)、少なからぬ意義をこの抜粋録に認めても不当なことではないだろう。

ただし、「『人倫の形而上学』研究ノート」と違い、「『法論の体系』聴講ノート」にはショーペンハウアー自身のコメントは記されていない。だが、先述のカント批判と対照すれば、彼がフィヒテ法哲学をどのように見ていたかは大方推測し得るだろうし、さらに主著法論と対照すれば、彼がホッブズ=ロックの系譜に肩入れした理由の傍証は得られるはずである。以下、同ノートから最初の約3分の1を引用する。フィヒテ自身の講義録では第1部第2章「法概念の検討」、同第4章「分析の続行」に相当する330。

「法の状態は、道徳的状態が事実的に可能であることの条件である。自由が

わらせた。1813年6月、ショーペンハウアーよりもひと月遅れて彼はベルリンを離れ、ゾロトゥルンへ帰った。一時的なものにすぎなかったショーペンハウアーとの交際が、彼らの別離後も続いたと想定することはできない。ライナート自身の聴講ノートや、学習資料の一切は今日まで見つかっていない」(HN 2, X X W)と述べている。

- 32) HN 2, X X W. フィヒテ自身の講義録と、ショーペンハウアーのノートとの比較は、両者を媒介するライナートのノートが今日まで未発見のため、細かい字句の比較はたしかに意味をなさない。ただし、全34回の講義内容からショーペンハウアーがどの部分を抜粋したか(逆に言えばどの部分を捨象したか)は、フィヒテ原典との比較によって知り得るので、若きショーペンハウアーの社会哲学的問題意識を推測する手がかりの一端にはなるはずである。
- 33) I・H・フィヒテ編『フィヒテ全集第10巻』所収の講義録に見られる章節区分は編者 によるものだが、便宜上ここでも使用することにする。なお、同書での対応箇所を 【 】内に併記しておく。

保護されなければ、道徳的行為は不可能である」(HN 2,237)【FW 10,501-502】 「法の法則は、道徳法則の条件である」(Ebd.)【FW 10,502】

「法=権利 (Recht) は、拘束=義務 (Verbindlichkeit) の及ぶ範囲で妥当する。 各人が所有物に権利を持つのは、他人の所有物を承認することによっての みである。それゆえ法は所有契約を要求する」(Ebd.) 【FW 10,508】

「人格的自由に関する探究は、これまで自然法の教科書で無視されてきたか、 道徳論の一章として扱われてきた | (HN 2,237-238)【FW 10,510】

「国家権力への寄与によってのみ、各人は所有の権利に対しても人格的自由の権利に対しても、資格のある主体であることが実証される。この寄与なしには何人といえども法=権利を欠いている。/寄与遂行のための契約が、公民契約(Staatsbürgervertrag)であり、権利能力(Rechtsfähigkeit)の究極の条件である。まさにこの公民契約、すなわち公民だけが法=権利を営むという主張が、目下の法論の特徴であり、他の体系と異なるところである」(HN 2,238)【FW 10.515-516】

「道徳法則が支配するならば、法の法則は存在しない。/道徳法則は、そのもろもろの力が単に安全や保護だけに向けられざるを得ないような法則へと移行することはできない。それゆえ、安全と保護のために、道徳性から独立した手段が存在しなければならない」(Ebd.)【FW 10,517】

要約すると、若きショーペンハウアーの眼に映ったフィヒテの法論は、所有権も人格的自由も「国家権力への寄与」<sup>34)</sup> によって可能になるという思想、端的

<sup>34)</sup> ただし、フィヒテ自身の講義録では「国家権力の設立への寄与」(FW 10,515) とある。ショーペンハウアーのノートで「設立への(zur Errichtung)」という言葉が抜けていることは、おそらく重要な意味を持っている(この欠落が元の筆記者ライナートによるのかどうかは不明だが、いずれにせよショーペンハウアーがこの言葉抜きでフィヒテの講義を解釈したことは確かである)。すなわち、フィヒテが言う「国家権力」とは、未来に設立すべき《国民国家ドイツ》を指すが、それをショーペンハウアーが、眼前に存在する《君主国家プロイセン》を指すものとして受け取った可能性が窺えるのである。詳細は、後述の「『意識の事実』聴講ノート」を

(130)

に言えば、公民契約が権利能力の条件 (Bedingung) であるという思想であった。 現にフィヒテ自身の講義録でも、「公民契約は、権利能力の真に究極的かつ完全 な条件である」(FW 10,515)、「国家を離れては、何人も権利を有さない」(Ebd.) と述べてある。この主張が、近代ドイツの幕開けを告げる《国民国家》の理念 であることは言うまでもない。

先述のようにショーペンハウアーは、所有権の基礎は公民契約ではなく、「私 
の力を含めて、私だけが私のもの」(「『人倫の形而上学』研究ノート」HN 2, 261)と 
いう《自己所有》にあると見ており、フィヒテと対照的である。ショーペンハ 
ウアーがあくまで自己所有を強調した背景には、フィヒテに従うと、公民契約 
が権利能力の制約(Bedingung)になるという危惧があったものと考えられる 
るう。 
社会史的コンテクストに目を遣ると、1811年以降、プロイセン(当時はナポレオ 
ンの支配下にあった)では、国家再興に向けた軍制改革、すなわち徴兵制(一般兵 
役義務制)導入の是非が論議されていた 
るう。 
フィヒテは導入派に属し、すでに『ド 
イツ国民に告ぐ』等で愛国心の涵養を唱えていたが 
るう)、徴兵年齢に当たるショーペンハウアーはこれに不満だったろうし、現に1813年の対仏解放戦争で導入された際には徴兵忌避している 
るう。 
し、フィヒテ=軍国主義者、ショーペンハウアー=平和主義者という図式を立てるのは短絡的にすぎよう。そもそも軍制改革自体に多様な評価が存在するし、ましてフィヒテの法論が(さらには彼の徴兵論すらも)軍国主義的意図を孕んでいたとはけっして言えないからである 
るう。ただしこの問題の検討は別の機会に委

参照のこと。

<sup>35)</sup> このことは、先述のカント批判ともじつは無縁ではない。注23の引用文を参照のこと。

<sup>36)</sup> 前掲石川澄雄『シュタインと市民社会』、274頁。

<sup>37)</sup> 拙稿「フィヒテのペスタロッチ受容」、『人間教育の探究』第二二号、日本ペスタロッチー・フレーベル協会、2010年、25-28頁。

<sup>38)</sup> 拙稿「正戦論と兵役拒否——フィヒテ対ショーペンハウアー」、『実存と歴史』(実存 思想論集第19号)、理想社、2004年、176-179頁。

<sup>39)</sup> 同上、179-183頁。

ね、ここではあくまでショーペンハウァーから見たフィビテ像を捉えることに 専念したい。

#### 『意識の事実』聴講ノート

ところで、そもそもショーペンハウアーがフィヒテに反発する契機となったのは、彼がベルリン大学で最初に受けた講義『意識の事実』(1811 / 1812年冬学期)であり、とくにそのなかでフィヒテが多用した「根拠」という言葉であった。そのことはショーペンハウアーの「『意識の事実』 聴講ノート」に明らかである<sup>40)</sup>。では、この根拠律誤用批判と、上述の法論批判とはいかなる関係にあったのだろうか。

同ノートについては別の機会に一度扱ったが、要点のみ簡単におさらいしておこう<sup>41)</sup>。ショーペンハウアーの記録によると、フィヒテは講義で「学問的な知について。その特徴は、知覚の根拠を叙述することである」(HN 2, 19-20)、「人は踏み越えて行かねばならない。それも自分の力で、混沌として入り混じったあの現象の世界から、根拠の超感性的な世界へと赴かねばならないのである」(HN 2, 21-22)、「本研究でわれわれは純粋な観察、すなわち知覚の知覚という純粋な観察に携わる」(HN 2, 30)と述べている。これに対しショーペンハウアーは、根拠律の適用は現象に限るべきで、超感性的な根拠を求めるのは「悟性の超越的使用」であると批判している(HN 2, 20-21)。もっとも、フィヒテがショーペンハウアーの難じるような超越的使用を犯しているかは一概には言えない。そもそも「根拠」という語の用法が両者間では異なるからである。《知覚の可能性の条

<sup>40)</sup> 正確に言うと、これには『意識の事実』『意識の事実、および知識学について』『意識の事実――自我の実践的能力との関係から』(いずれも1811 / 1812年冬学期)という3つの連続講義が収録されている。本研究ではこれらをまとめて「『意識の事実』聴講ノート」と呼ぶ。J・H・フィヒテ編『フィヒテ全集』には、「1810 / 1811年冬学期」の講義録は収められているが、ショーペンハウアーが受講した時期の分は入っていない。

<sup>41)</sup> 詳細は拙稿「フィヒテ意志論からショーペンハウアー表象論へ」(『ショーペンハウアー研究』第15号、日本ショーペンハウアー協会編、2010年)を参照のこと。

件》を指す点では同じだが、その際にフィヒテは"知覚する側の条件"を、ショーペンハウアーは"知覚される側の条件"を語っている。つまり、フィヒテの言う根拠は、知覚の領域とステータスを異にする超越論的なものであり、ショーペンハウアーの言うそれは、知覚の領域における原因や理由といった経験的なものなのである。

同様の齟齬が『法論の体系』講義に関しても生じていたと考えられる。フィ ヒテ自身の講義録によれば、「国家 | とは「法の根拠 | (FW 10,516) であり、法 とは「現象を規定する根拠 | (FW 10, 498) である。つまり、国家も法も、来たる べき共同体を可能にする条件を指し、その意味で、超感性的=超越論的な「根拠」 である。換言すれば、彼の言う国家は、現実の君主国家プロイセンではなく、『ド イツ国民に告ぐ』で予示された未来の国民国家ドイツを指している。ところが ショーペンハウアーはおそらく、フィヒテの言う国家を、感性的=経験的な「根 拠」として、すなわち、現に在る共同体を規定する条件として受け取ったので はなかったか。そして、この齟齬は、1810年代プロイセンの軍制改革を、国民 国家ドイツの予兆として肯定的に捉えるフィヒテと、君主国家プロイセンの帰 結として否定的に捉えるショーペンハウアーとの差異が、結晶化したものでは なかったか<sup>42)</sup>。――そう解するならば、フィヒテが法の法則を「道徳法則の条件 | (FW 10,502) と呼び、あくまで道徳性に直結するものとして捉えているのに対し、 ショーペンハウアーが法を《エゴイズム》論の範囲で扱い、むしろ道徳性と相 反するものとして捉えていることについても理解が届くであろう。この差異は、 主著法論で国家契約が論じられるくだりで一層際立つことになるが、それに関 しては稿を改めて論じたい。

――こうしてみると、同時代の国民運動(および、それとの関係で誤解されたフィヒテ法哲学)もまた、主著法論が想定する標的の一つであったと考えられる。あるいは、徴兵に対する個人的危惧が、ショーペンハウアーのなかに《自己所有肯定論》を胚胎させ、そのことが彼をしてフィヒテ法哲学を《自己所有否定論

<sup>42)</sup> 注34を参照のこと。

= 国家権力至上論》として一面的に解釈させる契機になった、と言えば、より 精確な総括になろうか。

#### 5 小括

本稿では、『意志と表象としての世界』におけるエゴイズム論を踏まえつつ、 同書法論の最初の部門である自然法論の読解を行い、さらにその成立史的・社 会史的コンテクストを、ショーペンハウアーの初期草稿(『人倫の形而上学』研究 ノート/『法論の体系』研究ノート/『意識の事実』聴講ノート)を検討することで可 能な限り再現してみた。その結果、彼が19世紀初頭のプロイセンで精神を形成 しつつ、一方では伝統的封建体制への反発からカント法論を批判し、また他方 では近代的国民運動にも同調できずにフィヒテ法論を批判していたという事実 が浮かび上がってきた。冷静に見ると、ショーペンハウアーのカント批判・フィ ヒテ批判は、たしかに誤解に囚われた短絡的で一面的なものであることは否め ないだろうが、同時に、そこには彼が身を置いていた19世紀初頭プロイセンの 社会状況の反映を読み取ることも不可能ではない。逆に言えば、彼が経験(対仏 解放戦争での徴兵忌避に代表される)を诵して深めた社会哲学的問題意識が、ある 種の偏りのあるカント解釈・フィヒテ解釈を誘発したという見方も成り立つだ ろう。この件は、主著法論の残りの部門である国家契約論・刑法論を検討する ことで一層明確にできると思われるが、今回は以上の問題提起をもって一旦論 を締め括ることにしたい。

## The Background of Schopenhauer's Jurisprudence: Centering on the Theory of Natural Right

#### Takao ITO

Schopenhauer was a philosopher who avoided the involvement in political activity as much as possible. However, this does not necessarily mean that he was indifferent to politics itself. He seems to have had a strong concern about society in his heart, because his criticism against the mainstream theory of the State of those days is not only a little but aggressive in *The World as Will and Representation* (1818/1819). This paper gives an interpretation to those political utterances of his on the basis of his early drafts and the social circumstances as its background. It becomes clear that Schopenhauer, in Prussia in the early 19th century, on the one hand criticized Kant's Jurisprudence as an objection to traditional feudal system, and on the other hand criticized Fichte's Jurisprudence without going along with the idea of a modernistic national movement. As a result, it is possible to read a reflection of the Prussian social circumstances at the time in the Schopenhauer's criticisms, although it can be said that his criticisms were based on a partial point of view with misunderstandings. In other words, his social philosophical awareness which he deepened through his experiences from draft evasion in the liberation war and etc. induced him to have biased Kant's and Fichte's interpretations.